

日程第 7. 議案第 26 号 平成 27 年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 5 号)

○議長 宮城清政君 日程第 7. 議案第 26 号 平成 27 年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 5 号) についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 26 号 平成 27 年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 5 号) 平成 27 年度南風原町の地区画整理事業特別会計補正予算 (第 5 号) は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算の補正) 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 58 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 5,714 万 9,000 円とする。2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。(繰越明許費) 第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。内容等については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第 26 号 平成 27 年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 5 号) の概要についてご説明いたします。2 ページから 3 ページにかけての第 1 表歳入歳出予算補正について、土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 5 号) は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 58 万 4,000 円を減額し、補正後の予算総額が 10 億 5,714 万 9,000 円となります。なお、詳細の内容については、それぞれ歳入歳出の項目でご説明いたします。

続きまして 4 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費 2 億 411 万円の主な理由として、工事施工箇所での物件移転遅れと関係地権者との設計調整等が遅れたことにより、道路整備工事 3 件、宅地造成工事 3 件が、年度内での完了が困難になったことによるもので、9 月末完了を予定しております。

続きまして、歳入でございます。歳入につきましては、7 ページからとなります。1 款 1 項 1 目 1 節. 保留地処分金は、当初予算で 7 画地 (2,387 平米) の処分を予定しておりましたが、近隣町村の処分状況や事務手続き等を調査して、本町における処分方針を決めるまでに時間を要し、年度内に処分ができなかったことによる 2 億 9,614 万 6,000 円の減となっております。

8 ページでございます。5 款 1 項 1 目 1 節. 一般会計繰入金 443 万 8,000 円の減は、歳出の減に伴うものでございます。

続きまして 9 ページの歳出でございます。2 款 1 項 1 目. 事業費の 1 節. 報酬について

は、嘱託員の採用がなかったことによる減となっております。2 節. 給料については、一般職員給料の実績見込みによる115万円の減であります。3 節. 職員手当等については、時間外勤務の実績見込みによる81万7,000円と住居手当の20万円、勤勉手当10万円を合わせて111万7,000円の減であります。4 節. 共済費については、一般職員給料の減額による職員共済組合負担金10万円の減となっております。

10ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目 25 節. 積立金は、先に歳入の保留地処分金で説明したとおりでございます。

11ページでございます。4 款 1 項 2 目 23 節. 償還金、利子及び割引料は、土地区画整理事業の利子分54万1,000円と一時借入金利子45万9,000円、合わせまして100万円の実績見込みによる減となっております。以上が平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）の概要でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 1 点だけ質問します。概要説明で保留地処分を7画地予定していたが、近隣町村の状況を調査するためにできなかったということかな。区画整理は、遅れば遅れるほど町の持ち出しが増えてくるだろうと思う。私は非常に気にしています。そこで財源確保をして工事を進める、どんどん工事を進めていくべきだろうと思う。なぜ近隣町村の処分状況の調査が必要だったのか教えてください。処分する場合にも皆さんは入札をするとこの前答弁をいただきました。それから、評価額に対しても不動産鑑定評価を入れるわけでしょう。そうすると平米当たりの単価が出てきます。ですから、近隣町村の処分状況の調査は必要ないのではないかと思います、なぜ必要なのか。どういったことを調査しなければならなかったのか教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。当初よりも時間がかかっている事務調査につきましては、保留地を処分する方法は原則的に入札に伴うものではございますけれども、例えばこの地域からのいろんな意見等もございまして、一般的に全県的な公募をかけて入札売却をかけるのか、もしくはそのうちの一部については地域を優先した、例えば地域限定の保留地もあるのかとかいろんなご質問があります。それも踏まえて近隣の区画整理を終わられた町村含めてその調査を行っておりまして、それに伴いまして町の保留地処分の方針を決めるためでございます。それが当初の予定よりも時間がかかったということでございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 今あなたが答弁した地域の皆さんとの調整であるとか意見であるとかそういったことであるならば、なにも近隣町村の調査をする必要はないのではないか。地域の皆さんと話し合っ入札にするのか、それとも別の方法があるのか、いずれにしても私が言いたいのは区画整理事業にかなりの時間がかかっている。それで予算も伴っています。ですから、できるだけ早めに工事を終わらせる手法を考えなければ、どんどん後年度にずれていくでしょう。その点から言うと、財源の確保が非常に大事です。町の負担をできるだけ軽くし、保留地の処分についてもできるだけ高く売る方法を考えていかなければますます町民の負担がかさんできます。そういった面で事業執行をする場合に配慮すべきだと思います。ですから、なんでこういうのが必要なのかまだ理解できませんが、それはあくまでも地域の皆さんの意見があるならばそれに沿ったところに皆さんの答えを出せばいいことであって、他市町村を調べる必要はないのではないですか。今後のこともあるので、とにかく早めに工事を終わらせるような手法で財源の確保もし事業を進めてもらう、そういうことをお願いし質問を終わります。

○議長 宮城清政君 他に質疑ありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第26号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第26号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第26号 平成27年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算(第5号)について採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、原案のとおり可決されました。